

2020 再計発第 314 号

2021 年 1 月 29 日

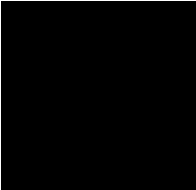
原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田



再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請の取下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 7 日付け 2013 再計発第 508 号をもって再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可を申請していましたが、本申請について取り下げることにいたします。

以上

別添 再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請の取下げについて

別添

再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請の取下げについて

平成 26 年 1 月 7 日付け 2013 再計発第 508 号をもって申請した再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請へ、原規規発第 2007292 号にて許可された再処理施設事業変更許可申請書の内容を反映するにあたり、上記の変更認可申請後に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴い、保安規定を変更していることから、上記の変更認可申請を取り下げ、改めて変更認可申請を行う。

以上